

## ○北山村子ども医療費の支給に関する条例

平成27年3月12日

条例第18号

北山村乳幼児等医療費の支給に関する条例(昭和48年3月31日条例第7号)の全部を次のとおり改正する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、その他で子どもを現に監護し、生計を維持している者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他のものをいう。

(支給対象者)

第3条 この条例に定める医療費(以下「子ども医療費」という。)の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ北山村に住所を有する子ども(以下「対象となる子ども」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により、国又は地方公共団体において対象となる子どもに係る医療費の全額を負担される者は、支給対象者としな

(支給)

第4条 村長は、前条に定める支給対象者が対象となる子どもに係る保険給付につき一部負担金等を医療機関等に支払った場合において、子ども医療費として当該支払額を支給するものとする。

2 医療保険各法に基づく規約若しくは定款により附加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべき子ども医療費は、一部負担金の額から当該給付額を控除した額とする。

(受給資格の登録)

第5条 この条例による支給対象者は、規則に定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

(支給の方法)

第6条 第4条に定められる子ども医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 村長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、子ども医療費を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、村長は保険給付につき受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに村長に届け出なければならない。

- 2 受給資格者は、その受給事由が第三者行為によって生じたものであるときは、速やかに村長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第8条 村長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 村長は、この条例による子ども医療費の支給をした場合において、その受給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 子ども医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項に規定する訪問看護療養費については、平成27年8月1日診療分から適用し、同日前に受ける医療に係る保険給付については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北山村子ども医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、この条例による改正前の北山村乳幼児等医療費支給条例第5条の規定により受給資格の登録を受けている者は、施行日において、改正後の条例第5条の規定による受給資格の登録を受けた者とみなす。

附 則(平成28年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北山村子ども医療費の支給に関する条例第6条第3項及び同条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。